

医院 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導説明書（例）

1. 当院は医師による居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導」という）を行なう事業所です。
2. 居宅療養管理指導とは、通院困難な要介護（要支援）者に対して医師、歯科医師等が訪問して行なう、計画的かつ継続的医学管理に基づく以下の介護サービスです。心身の状況や環境などを把握し、療養上の管理および指導を行なうことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とします。
 - 1) 介護サービス計画（ケアプラン）策定などに必要な情報を、介護サービスを担当する事業所へ提供する。
 - 2) 介護サービスを利用する上での留意点や介護の方法についてご本人・御家族に指導、助言する。

3. 勤務体制

- ・ 医師 名（専任常勤） 名（非常勤）
 - ・ 看護職員 名（専任常勤）
- } 居宅療養管理指導を担当

4. 指導を行う時間帯は、原則として当院の診療時間内とさせていただきます。

- ・ 月曜日～金曜日： 時 分～ 時 分 ・土曜日： 時 分～ 時 分
注）祝日・年末年始（12月 日～1月 日）は除きます。
なお、緊急時はこの限りではありません。 ____ - ____まで御連絡ください。

5. 居宅療養管理指導の自己負担は、

- 1) 医師が行う場合は、在宅時医学総合管理料または特定施設入居時等医学総合管理料が算定されている場合は1回につき290円、算定されていない場合は1回につき500円で、一月に2回までとなっています。
- 2) 看護職員が行う場合は、1回につき400円（准看護師が行う場合は360円）で、二月に1回までとなっています。
(生活保護などの公費受給者証をお持ちであれば負担金が補助される場合もあります。)
事前に同意を得て交通費を実費徴収する場合があります。

6. 苦情等相談窓口

介護サービス全般にかかるご質問や、ご要望・苦情などがございましたら当院担当者へお申し出下さい。

- ・ 当院の苦情等相談窓口：(担当者名)

〔その他の窓口〕

各区役所（利用者の居住区）保健福祉課介護保険係

7. 事業所概要

- ・ 事業所名： (事業所番号：)
- ・ 所在地：
- ・ 法人種別：
- ・ 代表者名：
- ・ 電話番号： ・ FAX 番号：



指定居宅療養管理指導運営規定（例）

（事業の目的と運営の方針）

- 第1条 当院が行なう居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導」という）は要支援者・要介護者（以下要介護者等）がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。
2. 指定居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第2条 指定居宅療養管理指導を実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

（1）名称 医療法人 医院 （2）所在地 北九州市 区

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第3条 指定居宅療養管理指導の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- * 医師 1人（専任常勤） 看護職員 人（専任常勤）
- ・医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法や利用者・家族に対する療養上必要な事項について指導、助言を行う。
 - ・看護職員は、意思が看護職員による管理指導が必要であると判断した利用者に対して、訪問し療養上の相談及び支援を行う。

（営業時間）

第4条 居宅療養管理指導の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

月曜日から金曜日： _____

土曜日： _____ ただし、緊急の時はこの限りではない。

（指定居宅療養管理指導の種類）

第5条 当事業所は医師または看護職員による指定居宅療養管理指導をおこなう。

（利用料その他の費用の額）

- 第6条 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるのものと、指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときには、その1割の額とする。
2. 指定居宅療養管理指導に要した交通費については、実費を徴収する。
3. 交通費の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得る。

（苦情処理）

第7条 苦情処理のための措置の概要は、次の通りとする。

苦情等相談窓口

担当者： _____

電話：093 - _____ - _____

（その他運営に関する留意事項）

第8条 管理指導の質的向上を図るため介護保険に関する研修の機会を確保する。
従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

（付則） この規定は、平成 年 月 日から施行する。

